

国際監査・保証基準審議会（IAASB）
ISA 570（2024年改訂）「継続企業」及び
ISA 240（改訂）「財務諸表監査における不正」の
概要

1. 改訂の背景と目的

経済環境の不確実性の継続

戦争や世界的な感染症の拡大によるリスクの高まり

2010年代後半に世界各地で生じた企業の破綻、不祥事

継続企業に関連した利害関係者の強い関心
基準強化、透明性向上のニーズ

財務諸表監査における不正に関する監査人の役割及び責任について、
利害関係者から疑問が提示
社会の期待や複雑化する環境に対応した基準強化のニーズ

国際監査基準(ISA) 570 (2024年改訂)「継続企業」 (2025年4月公表)

《目的》

ISA 570の改訂により以下を行う。

- 一貫性のある監査業務及び行動を促進し、継続企業に関連した重要な虚偽表示リスクに対する監査人の有効な対応を促す。
- 経営者による継続企業の評価に対する監査人の評価を強化する。
- 継続企業に関する監査人の責任や作業に関する透明性を必要に応じて強化する。

ISA 240 (改訂)「財務諸表監査における不正」 (2025年7月公表)

《目的》

ISA 240の改訂により以下を行う。

- 財務諸表監査における、不正に関連する監査人の役割と責任を明瞭化する。
- 行動の一貫性を促進し、不正に関連して識別した重要な虚偽表示リスクへの有効な対応を促す。
- 監査の過程を通じて、不正に関連する監査手続において職業的懐疑心を適切に発揮することの重要性を強調する。
- 不正に関連した手続の透明性の強化を適切な形で行う。

2. ISA 570（2024年改訂）の主な改訂点

- ISA 570（2024年改訂）の主な改訂点は以下のとおり。★印のポイントを次ページ以降で紹介する。

監査人の手続の改正



継続企業の評価期間

重要な虚偽表示リスクの識別と評価

経営者の評価に対する監査人の検討

入手した監査証拠の評価と結論付け

コミュニケーションの強化

ガバナンスに責任を有する者との
コミュニケーション

監査報告書利用者に対する透明性の向上



継続企業に関する監査報告書の
記載事項

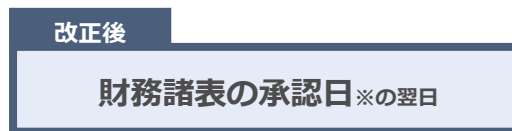
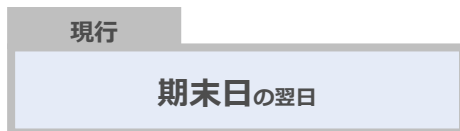
その他

経営者確認書

2. ISA 570 (2024年改訂) の主な改訂点

① 継続企業の評価期間 (1/2)

- 経営者による継続企業の評価期間 (12か月) の開始日を変更した。



※ 関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付

- 改訂理由**
- 最新の情報が含まれるようになるため、利用者にとって便益となる。
 - グローバルな比較可能性及び一貫性を高める。

基準名又は国名	内容
英国	• 少なくとも 財務諸表の発行承認日 から12か月は必要であるが、それに限定されない (FRS 第102号)
米国	• 財務諸表発行日 から1年 (FASB Subtopic 205-40)
オーストラリア ニュージーランド	• 監査基準において、監査人に対し、 監査報告書日 から約12か月の期間の評価を要求
国際公会計基準 (IPSAS)	• 少なくとも 財務諸表の承認日 から12か月は必要であるが、それに限定されない (IPSAS 第1号)
国際財務報告基準 (IFRS)	• 少なくとも 報告期間の期末日 から12か月は必要であるが、それに限定されない (IAS 第1号) • IFRS公表の教育的資料 (Educational material (Going concern—A focus on disclosure)) において、「ISA 570 (2024年改訂) は、経営者による評価期間が財務諸表の承認日から12か月に満たない場合、監査人は経営者に評価期間の延長を要求している。12か月を超える期間を検討することは、IAS第1号の要求事項と矛盾するものではない。IAS 第1号は、最短の期間を定めており、上限を定めていない」ことに言及している

① 継続企業の評価期間 (2/2)

- 経営者の評価期間が財務諸表の承認日の翌日から12か月に満たない場合の監査人の対応

第21項

変更

経営者に対して、少なくとも**財務諸表の承認日の翌日**から12か月に延長するよう求める。

第22項

新設

監査人からの要請にもかかわらず経営者が評価期間を延長しない場合には、経営者及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者と当該事項を協議する。

第23項

上記の協議の結果、経営者による評価期間の延長が必要であると監査人が判断したにもかかわらず、経営者が引き続き延長に応じない場合には、監査への影響を判断する。

経営者及びガバナンスに責任を有する者が、継続企業の前提に基づく財務諸表作成の適切性を裏付ける情報を提供できる例：(A55項)

- ・ 企業が利益基調で流動性に関する懸念が無く、かつ評価期間を超えた期間における重要な疑義を識別していない場合

監査への影響の例：(A57項)

- ・ 重要な虚偽表示リスクの評価の修正
- ・ 除外事項付意見の表明

② 継続企業に関する監査報告書の記載事項 (1/2)

全ての企業の監査

- 監査報告書において、**継続企業の前提に関する監査人の結論**を新たに記載

重要な不確実性なし(第34項(a))

(重要な疑義を生じさせるような事象又は状況がない場合を含む)

■ 「継続企業」区分を新設

■ 以下を記載する。

- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると結論付けた旨
- 入手した監査証拠に基づき、重要な不確実性を識別しなかった旨
- 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではない旨

重要な不確実性あり(第35項(a),(c),(d))

■ 既存の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に以下を記載する。

- 財務諸表における関連する注記事項への参照
- 重要な不確実性が認められる旨
- 当該事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると結論付けた旨
- 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいており、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではない旨

下線部は新たに記載が求められる事項

② 継続企業に関する監査報告書の記載事項 (2/2)

公に取引されている事業体*の監査

- 全ての企業の監査で要求される記載事項に加え、**経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明**などを新たに記載

重要な不確実性なし(第34項(b))

- **継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連して重要な不確実性は認められないと結論付ける際に、経営者による重要な判断が行われている場合には**、全ての企業における監査の記載事項に加え、以下を記載する。
 - 財務諸表に関連する注記事項がある場合には、当該注記事項への参照
 - 経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明

重要な不確実性あり(第35項(b))

- 全ての企業の監査における記載事項に加え、以下を記載する。
 - 経営者の評価を監査人がどのように評価したかの説明

下線部は新たに記載が求められる事項

*公開市場メカニズムを通して取引されている譲渡可能な金融商品を発行している事業体

3. ISA 240（改訂）の主な改訂点

- ISA 240（改訂）の主な改訂点は以下のとおり。★印のポイントを次ページ以降で紹介する。

監査人の手続の改正

★1 不正又は不正の疑いが識別された場合の
要求事項

重要な虚偽表示リスクの識別と評価

コミュニケーションの強化

ガバナンスに責任を有する者との
コミュニケーション

監査報告書利用者に対する透明性の向上

★2 不正に関連する監査上の主要な検討事項

その他

監査人の責任の明瞭化と強調

職業的専門家としての懐疑心

監査調書

① 不正又は不正の疑いが識別された場合の要求事項(1/2)

- 「不正又は不正の疑い」という新しいセクションが設けられ、**不正又は不正の疑いが識別された場合の要求事項**が記載されている。主な内容は以下のとおり。

「**不正又は不正の疑い**」は、監査手続の実施の際に監査人が直接識別したものに加え、企業内外の者から監査人に対して行われた不正の申立てが含まれる。(第7項及びA10項)

第55項

新設

監査業務への影響を判断するため、当該**不正又は不正の疑いについて理解**する。その際、以下を行う。

- **適切な階層の経営者及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者に対して質問**を行うこと。
- 企業による調査プロセスが存在する場合、当該プロセスが状況に応じて適切か評価すること。
- 企業が是正措置を適用している場合、当該是正措置が状況に応じて適切か評価すること。

第56項

上記の手続に基づき**明らかに軽微と判断されたもの以外**の不正又は不正の疑いについて、以下を行う。

- **追加のリスク評価手続を実施**するかどうか判断すること。
- **追加のリスク対応手続を立案し、実施**するかどうか判断すること。
- 企業の違法行為に関して法令や職業倫理規程に基づく**追加の責任を監査人が有する**かどうか判断すること。
- 該当する場合、過年度の監査に対する影響を考慮すること。

(次ページへ続く)

① 不正又は不正の疑いが識別された場合の要求事項(2/2)

(前ページから続き)

第57項

不正による虚偽表示を識別した場合、以下を行う。

- 虚偽表示を生じさせた定性的・定量的な状況を考慮して、当該虚偽表示が重要かどうか判断を行うこと。
- 識別した不正又は不正の疑いに関する内部統制の不備（重要な不備を含む。）が存在するかどうか判断を行うこと。
- 当該虚偽表示が与える影響を判断すること（経営者が関与していると考える場合を含む。）。
- 経営者の陳述及びそれまでに入手した監査証拠の信頼性を再検討すること。

第58項

財務諸表に不正による重要な虚偽表示がある、又は不正による重要な虚偽表示があるかどうかに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができないと結論づけた場合、以下を行う。

- 監査及び監査意見に及ぼす影響を判断すること。
- 適切な場合、法律専門家から助言を受けること。

② 不正に関連する監査上の主要な検討事項

- 監査上の主要な検討事項 (KAM)の枠組みが、不正に関連して以下の通り強化されている。



- ガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行った不正リスクを含む不正に関連する事項の中から、監査上特に注意を払った事項を決定。
その際、以下を考慮 (第60項)
 - 不正による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価
 - 不正又は不正の疑いの識別
 - 不正の防止及び発見に関連する内部統制の重要な不備の識別
- 上記に従い決定した事項の中から更に、当年度の財務諸表監査において、特に重要であると判断した事項をKAMとして決定 (第61項)
 - ・ 不正に関連する事項は、多くの場合、監査上特に注意を払った事項に該当 (A179項)
 - ・ 財務諸表の利用者は不正に関する事項に関心を有するため、監査人が監査上特に注意を払った事項と決定した不正に関する事項のうち少なくとも一つ以上は、通常、監査上の主要な検討事項であると判断 (A185項)
- 監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分において、不正に関連する事項であることが明確に示される適切な小見出しを付して記載 (第62項)

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

 日本公認会計士協会